

千葉県告示第1018号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項及び第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定及び指定の更新をしたので、同法第69条の規定により告示します。

令和4年12月23日

千葉市長 神谷俊一

1 自立支援医療機関(育成医療・更生医療)

(1) 指定

訪問看護

名称	所在地	指定期間
ツクイ千葉稲毛訪問看護ステーション	千葉市稲毛区緑町1-18-3 新日本オフィスビル402	令和5年1月1日から 令和10年12月31日

薬局

名称	所在地	指定期間
フクシ蘇我薬局	千葉市中央区南町2-16-5 海気館ビル1階	令和5年1月1日から 令和10年12月31日
とどろき薬局	千葉市稲毛区轟町1-13-3	令和5年1月1日から 令和10年12月31日

(2) 指定更新

薬局

名称	所在地	指定期間
セントラル薬局 中央店	千葉市中央区椿森6-7-8	令和5年1月1日から 令和10年12月31日

診療所

名称	所在地	指定期間
医療法人社団 寄命会 土気腎クリニック	千葉市緑区あすみが丘5-46-8	令和5年1月1日から 令和10年12月31日